

休日部活動地域移行Q & A

内容については、逐次、改正の可能性があります。(Q 1～Q 6 令和5年11月指導者説明会、Q 7～Q10 令和5年11月追加、Q11～Q12 令和6年2月追加)

Q 1 : 指導者になるには資格がいますか。

A 1 : 競技種目ごとの規定により必須となる場合があるため、必要資格がない場合は取得見込であるということが前提となります。詳細は、競技種目ごとの資格要件をご確認ください。費用負担については、個人資格であるために原則本人負担となりますが、行政で補助できないか現在検討中です。また、県発行の指導者ライセンス(無料)についてもできるだけ取得していただくことが望ましいです。令和6年度の開催要項はまた募集があり次第ご案内いたします。

【スポーツ指導者の登録要件】 参考資料 (羽島市HPより)

活動に適した健康状態であり、市内に在住又は在勤している18歳以上の方で、次のいずれかの要件を満たす方。

1. 公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する(取得見込みを含む。)方
2. 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する(取得見込みを含む。)方
3. 公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する(取得見込みを含む。)方
4. 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体の指導者等の資格を有する(取得見込みを含む。)方
5. その他スポーツに関する専門的知識又は指導歴を有する方
ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録の対象となりません。
 - ① 暴力団及び暴力団員である者、又はそれらと関係がある者
 - ② 過去5年の間に禁錮以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終了していない者
 - ③ 過去5年の間に、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・

性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用、その他スポーツ指導者として不適切な行為を行っていた者

Q 2 : 競技毎の指導者数の上限を越えた人数での指導はできないのですか？

A 2 : 現在、1種目により参加者15名までは指導者2名、それ以上は参加人数に応じて指導者の数を増やすことを想定しています。ただし、特別な事情があると認められた場合や競技種目により必要な指導者が規定の人数では不足であると思われる場合は、協議の上必要な指導者数について増員することも検討します。なお、ボランティアでの指導者については、1種目ごとにプラス2名までは保険料を（仮称）おおのジュニアクラブで負担します。

Q 3 : 謝金はどのようにしてもらえばいいのですか？

A 3 : 指導者となった方は、毎月「指導月報」を（仮称）おおのジュニアクラブへ提出していただきます。その活動報告を元に実績に応じて謝金を年2回（9月と3月）に分けて支払い予定です。

Q 4 : 生徒にトラブルがあった場合はどうすればよいですか？

A 4 : 怪我、事故などの対応（軽度、緊急を要する場合それぞれ）をマニュアル化します。マニュアルに沿って対応をお願いします。費用については、保険の範囲内のものについては、おおのスポーツクラブ（事務局職員）が窓口となり保険手続きをします。

人間関係のトラブルなどについては、クラブでも対応しますが学校でも連携して対応していきます。地域移行しても、学校との関わりがなくなるわけではありません。そのために、日頃から平日と休日の指導者間で連携し情報共有をしていきます。

Q 5 : 大会の手続き等はどうなりますか？

A 5 : 競技種目ごとの規定により詳細が異なるため、クラブとして一律の手順等を定めることが難しいです。そのため大会の申込や登録の手続き等は競技種目ごとの規約や内規等で指導者が中心となり実態に沿った形で定めていきます。なお、地域移行に伴いこれまで学校単位での参加であった岐阜県中学校総合体育大会（岐阜県中学校体育連盟主催）においても地域スポーツクラブ（地域クラブ）の参加が認められています。（競技種目ごとの規定による）

Q 6 : 今後生徒が減少していき、活動が難しくなった場合はどうなりますか。

A 6 : 現在ソフトボール、柔道など揖斐川町・池田町と合同で活動している種目があります。これらの種目は、地域移行後も合同で活動できるように揖斐郡3町で協議検討をしています。今後も、生徒の減少により活動が難しくなってきた場合には、その都度協議し、他市町や他世代との合同活動など、活動が存続できるように検討していきます。（現在、市町をまたぐ国・県の指針がないため、全国の事例を調査確認中）

Q 7 : 平日に十分に部活動ができない場合は、振替えとして土日とも活動することはできないのですか。

A 7 : 国ガイドライン・県ガイドラインともに、原則として土日のどちらかを休養日とするとしていますが、生徒、指導者共に過度な負担がかからないように配慮した上で、指導者・生徒・保護者の合意のもと、柔軟に運用することができるとなっています。

競技種目により、天候不順で休日活動ができない、大会が近いので強化練習をしたいなど個々の事情により、土日両日活動することを認めることも考えられます。土日ともに活動する場合は、1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、休養日を他の日に振り替える、（第○土（日）曜日は休養日とする）、オフシーズンを設けるなど工夫して活動を行ってください。

指導者の謝金については、原則土日のどちらかの活動という原則どおりの回数分（月4回まで※5週ある場合は月5回）の支払いとなります。規定の回数を超えて活動を行った場合は謝金の対象になりません。

Q8：現在中学2年生の生徒は、地域移行後のクラブに（3年生夏季大会後）入ることは可能ですか？

A8：可能です。

Q9：ガイドラインを守らないと罰則などありますか。

A9：ガイドラインはジュニア期における望ましい活動の内容を示したものです。指針とすべきもので罰則などはありませんが、種目により大会参加基準において「国ガイドラインを遵守していること」という条件がある場合があります。

Q10：大会参加の場合も活動時間の定めはあるのですか？

A10：大会参加の場合は3時間を超えることもあるかと思いますが、なるべく終日にならないように配慮していただくことが必要です。

なお、大会参加も活動の月4回のうちの1回分としてカウントし、謝金をお支払いできますが、活動時間が3時間を超えても通常の活動謝金と同額となります。

Q11：新しい種目が増えることはありますか。

A11：まずは、現在ある部活動種目での地域移行をしていきます。今後、生徒のニーズなどに応じ、新たな種目が増えることも考えられます。

Q12：指導者にはどんな役割がありますか。

A12：指導者の方には、技術指導の他、各種調整など様々な役割を担っていただきます。種目毎に主任指導者という立場の方を配置し、リーダー的な役割を担っていただきます。主任指導者を中心にその他の指導者や保護者の方にもそれぞれ役割を分担しながらクラブの活動を運営して頂きたいと思います。具体的な内容は、おおのジュニアクラブの内規等で定めていく予定です。

■その他：スポーツ庁 HP に、部活動の地域連携・地域移行全般や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」に関する Q&A を掲載しています。

下記QRコードより読み込んでいただけます。

国ガイドライン

Q&A

